

令和7年度福島県ストレスチェック事業業務

入札説明書

福 島 県
令和7年3月

この入札説明書は、令和7年度福島県ストレスチェック事業業務の委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀雅雄

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和7年度福島県ストレスチェック事業業務 一式

(2) 業務の仕様等

令和7年度福島県ストレスチェック事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 過去2年間に実施した本件と同種の業務において、国又は他の地方公共団体と同種同程度の業務実績を有している者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(6) 以下、ア、イのいずれかを満たしていること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者。又は、「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」

等の認証を有している者。

イ ア以外の事業者にあつては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修を実施（実施計画・実施内容等を示すことができること）している者。

4 入札者の審査等に関する事項

(1) 入札者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を5(1)に掲げる場所に持参、郵送又はメールにより提出し、入札者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務経歴書（様式2）

エ プライバシーマーク登録証等取得証明書類の写し

オ 資格確認通知書返信用封筒

（表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長形3号封筒）

(2) 前項の書類は、令和7年3月6日（木）から令和7年3月13日（木）（持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）までに提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分に注意すること。

(3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、令和7年3月17日（月）以降、入札者に対して通知する。

5 入札日時等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号 西庁舎4階
福島県総務部福利厚生室

電 話 024-521-7039

F A X 024-521-7907

電子メール fukurikousei@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の閲覧期間

令和7年3月6日（木）から令和6年3月21日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分）

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、180円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、5(1)に掲げる場所まで請求すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所

日時 令和7年3月26日（水） 午後1時00分

場所 福島県庁西庁舎3階 326会議室（福島市杉妻町2番16号）

(4) 郵便による入札の場合の提出期限等

ア 宛先 〒960-8670

福島県杉妻町2-16 西庁舎4階

福島県総務部福利厚生室 行

イ 郵便局差出期限日 令和7年3月21日（金）

ウ 配達指定期日 令和7年3月25日（火）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書の提出方法について

ア 持参の場合

入札者は、指定の入札書（様式4）に必要事項を記載し封緘し、かつ、封筒の表側に開札日、事業名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載し、5(3)に定める指定日時及び指定場所へ持参すること。

イ 郵送の場合

(ア) 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。

また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(イ) 提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とすること。

(ウ) 中封筒には、指定の入札書（様式4）に必要事項を記載し封緘の上、封筒の表側に開札日、事業名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載すること。

(エ) 外封筒には上記(ウ)を封緘の上、封筒の表側に開札日、事業名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載すること。

(オ) 宛先、郵便局差出期限日、配達指定期日は5(4)のとおり。なお、郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 3）の写し
 - イ 委任状（様式 5） 代理人が出席し、入札する場合
 - ウ 入札保証金を納付した領収書又は保証保険による免除申請者は入札保証金納付免除関係書類
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
- ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
 - ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
 - エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札書に記載する項目ごとの入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額の 100 分の 3 以上の額であること。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出されたもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- なお、入札保証金納付の免除を希望する者は、4 (2) に掲げる期日までに、以下の書類を 5 (1) に掲げる場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りではない。
- ア 入札保証金納付免除申請書（様式 6）
 - イ 業務実績証明書（様式 7）
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条による。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、5 (3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は一般競争入札参加資格確認通知書の確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。ただし、入札者に郵便入札がある場合については、別途通知する日に再度入札を行うものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

4 (1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状（様式5）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を著しく害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

1 1 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1 2 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、県において特に指定した事項に違反した入札

1 3 落札業者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の総価をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

1 4 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、項目ごとの契約金額の合計額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出されたもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券の提出を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条及び第 233 条による。

1 5 契約書の作成

- (1) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (2) 落札者が契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1 6 契約条項

契約書及び財務規則による。

1 7 その他

- (1) 入札者は仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 9）により、説明を求めることができる。
質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式 10）により回答するほか、福島県総務部総務課ホームページに掲載する。
受付期間 令和 7 年 3 月 6 日（木）から令和 7 年 3 月 11 日（火）まで
受付方法 持参、郵送、電子メール又は F A X
受付場所 5 (1) に掲げる場所
回答予定日 令和 6 年 3 月 12 日（水）
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が 3 に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

- 18 当該調達契約に関する事務を担当する部署
5(1)に同じ。

（契約保証金の納付）

- 第二百二十八条 契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であつて、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの（以下「単価契約」という。）にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の百分の五以上の額（工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。）又は製造の請負契約にあつては請負代金の額の百分の十以上の額、電子入札（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）の方法により契約を締結する不動産又は動産の売払いにあつては予定価格の百分の十以上の額であつて契約権者が定める額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせなければならない。
- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもつて代えることができる。
- 一 第六十九条第一項各号に規定する有価証券
 - 二 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第四項に規定する保証事業会社の保証
- 3 前項の場合において、同項第一号の有価証券の担保価額の算定については、第六十九条第一項に規定するところによる。
- 4 契約権者は、第二項第二号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

（契約保証金の減免）

- 第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第二項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 四 施行令第六十七条の五第一項又は施行令第六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履

- 行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 一件三百万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十（建設工事又は製造以外にあつては百分の五）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- 十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- 十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- 十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- 十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第五号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第五号中「百万円未満」とあるのは、「三百万円未満」と読み替えるものとする。

（入札保証金の額）

第二百四十八条 契約権者（当該入札について第四条第二項及び第三項の表3の項の規定により同項に規定する事務の委任がなされている場合にあつては、当該事務の委任を受けている者。次条、第二百五十条において準用する第二百三十条第一項、第二百五十一条第一項及び第三項、第二百五十三条第二項、第二百六十五条並びに第二百七十四条の七第三項において同じ。）は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額（単価契約

にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の百分の三以上の額（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十以上の額であつて契約権者が定める額）の入札保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせ、又はその納付に代えて第六十九條第一項各号に規定する有価証券（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該有価証券又は当該入札に関して契約権者の利用する電子入札システムを管理する事業者が発行するところの当該入札に参加しようとする者が当該入札に係る入札保証金を支払うに足りる資力を有する旨の保証証書）を担保として提出させなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。

（入札保証金の減免）

第二百四十九條 前條の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
 - 二 施行令第六十七條の五第一項又は施行令第六十七條の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国（予算決算及び会計令第九十九條第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
 - 三 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 四 その他別に定めるとき。
- 2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第二百五十條 第二百三十條第一項の規定は、前條第一項の規定により入札保証金を免除しようとする場合について準用する。この場合において、第二百三十條第一項中「履行保証保険契約」とあるのは「入札保証保険契約」と、「契約の相手方となるべき者」とあるのは「一般競争入札に参加しようとする者」と、それぞれ読み替えるものとする。